

総務協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 4 月 4 日 (木)
午前 9 時 30 分
場所 第 1 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市新美術館建築本棟工事請負契約の締結について
- 2 八戸市新美術館電気設備工事請負契約の締結について
- 3 八戸市新美術館機械設備工事請負契約の締結について
- 4 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
- 5 青森県議会議員一般選挙における期日前投票対応誤りについて
- 6 指定管理者を指定することの専決処分について

八戸市新美術館建築本棟工事請負契約の締結について 八戸市新美術館電気設備工事請負契約の締結について 八戸市新美術館機械設備工事請負契約の締結について

1. 八戸市新美術館建築本棟工事

- (1) 工事概要 新美術館本棟建築工事一式
・構造：鉄骨造地上3階建
・延床面積：4,881.19㎡
- (2) 建設場所 八戸市大字番町10番地4ほか
- (3) 契約額 2,091,852,000円
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から540日間
- (5) 契約者 鴻池組・田名部組・東復建設特定建設工事共同企業体
- <代表者> 宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番27号
株式会社鴻池組東北支店
常務執行役員支店長 加藤 康
- <構成員> 八戸市石堂二丁目11番21号
株式会社田名部組
代表取締役 田名部 智之
- <構成員> 八戸市大字売市字右水門下2番地1
東復建設株式会社
代表取締役 山田 慶次

2. 八戸市新美術館電気設備工事

- (1) 工事概要 建築工事に附帯する電気設備工事一式
○受変電設備、動力設備、発電設備、電灯設備、構内交換設備、火災報知設備、映像音響設備、構内配電線路、電熱設備、構内情報通信網設備、拡声設備、誘導支援設備、防犯・入退出管理設備
- (2) 建設場所 八戸市大字番町10番地4ほか
- (3) 契約額 349,920,000円
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から540日間
- (5) 契約者 ユアテック・溝口電気特定建設工事共同企業体
- <代表者>八戸市大字河原木字高館前67番地1
株式会社ユアテック八戸営業所
所長 永倉 浩
- <構成員> 八戸市江陽五丁目4番28号
株式会社溝口電気
代表取締役 溝口 秀秋

3. 八戸市新美術館機械設備工事

- (1) 工事概要 建築工事に付帯する空気調和設備・給排水衛生設備工事一式
○空気調和設備、換気設備、消火設備、ハロン 1301 消火設備、衛生器具設備、給水設備、排水通気設備、自動制御設備、給湯設備、ガス設備、屋外給水設備、屋外排水設備
- (2) 建設場所 八戸市大字番町 10 番地 4 ほか
- (3) 契約額 646,920,000 円
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から 540 日間
- (5) 契約者 ダイダン・サカモト・葵 特定建設工事共同企業体
〈代表者〉青森市本町二丁目 4 番10号 田沼ビル 4階
ダイダン株式会社青森営業所
所長 深 沢 高 一
〈構成員〉八戸市小中野二丁目 4 番12号
株式会社サカモトアクエア
代表取締役 坂 本 憲 昭
〈構成員〉八戸市大字市川町字菅谷地103番地 1
株式会社葵工業
代表取締役 齋 藤 貴 之

4. 完成予想図



八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

処分（公布）年月日 平成31年3月29日

1 改正の理由

平成31年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 個人が消費税率10%が適用される住宅を取得等して平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長し平成45年度までとする。

改正前		改正後	
控除 期間	平成22年度から <u>平成43年度</u> まで	控除 期間	平成22年度から <u>平成45年度</u> まで

- (2) ふるさと納税制度の見直しにより、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とする。

【参 考】

ふるさと納税制度において、寄附金の募集に関する基準を設け、特例控除の対象となる自治体を総務省が事前に指定する。指定された自治体以外に対する寄附金については、特例控除の対象外とする。

[総務省が定める基準]

- ① 寄附金の募集を適正に実施すること
- ② 返礼品を送付する場合には、①及び以下のいずれも満たすこと
 - ア 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - イ 返礼品を地場産品とすること

3 施行期日 平成31年4月1日

ただし、(2)については平成31年6月1日

青森県議会議員一般選挙における期日前投票対応誤りについて

- 1 発生日時 平成31年3月30日（土） 午前9時から午後2時頃
- 2 発生場所 八戸市庁本館1階ロビー（期日前投票所）
- 3 事案内容 3月30日に青森県議会議員一般選挙の期日前投票に訪れた選挙人9名から、投票期日（4月7日）までに県外に転出する予定であるとの申し出を受けたことに対し、職員が選挙権がないとの誤った説明をし、期日前投票をお断りしたもの。

本来、県外への転出日以前であれば、期日前投票が可能であります。転出予定日が投票期日より前の場合は選挙権がないと誤認していたことにより、誤った説明をしてしまったもの。
- 4 対応状況 期日前投票をお断りした方全員に対し、3月31日（日）に電話及び訪問等により御連絡し、お詫び申し上げるとともに、再度の投票をお願いした。

また、二度とこのようなことが起こらないよう、期日前投票従事者に期日前投票における選挙権について再確認するとともに、事務処理に当たっては細心の注意を払い、安易に自己判断することなく複数名による確認を行うことを徹底した。

○ 期日前投票をお断りした人数 9名

再投票した人数 3名（4月3日投票終了時点）

指定管理者を指定することの専決処分について

処分年月日 平成31年4月1日

1 専決処分の理由

史跡根城の広場の指定管理者候補者である公益社団法人八戸観光コンベンション協会が、平成31年4月1日付けで一般財団法人八戸地域地場産業振興センター、公益社団法人八戸市物産協会と合併し、一般財団法人V I S I Tはちのへとなったことから、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 公の施設の名称

八戸市史跡根城の広場

(2) 指定管理者

八戸市一番町一丁目9番地22
一般財団法人V I S I Tはちのへ
理事長 塚原 隆市

(3) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 処分年月日

平成31年4月1日（月）